全労済協会

(全労済協会だより)

Monthly Note

134

2018年

3 月号

Think Tank of Mutual aid

相互扶助を実践するシンクタンク

CONTENTS

▶ほっかいどう講演会	開催のご案内・	1
------------	---------	---

▶全労済協会からのお知らせ。

-2

新たに「つかがり草ら」。研究会 |を

●当協会への電話でのお問い合わせについて ●当面のスケジュール

▶新たに「つながり暮らし研究会」を 設置しました ————

- ____
- ▶労働者共済運動研究会を開催しました ────────────
- ▶コラム 暮らしの中の社会保険・労働保険(54) 「個別労働紛争による離職と雇用保険の基本手当」-3
- ▶第162回理事会開催報告 ————
- ▶自治体提携慶弔共済保険 よくあるお問い合わせ Q&A 2017年度版② — 4

ほっかいどう講演会 開催のご案内

当協会では、来たる2018年5月26日(土)、テレビなどでおなじみの早稲田大学大学院教授の片山 善博 氏を北海道にお招きし、秋元 克広 札幌市長、カーリング選手の小笠原 歩 氏とともに、北海道の地方創生について考える講演会を開催します。

参加申し込み受付中です。皆様のご参加をお待ちしております。

◆日時:2018年5月26日(土) 13:00~16:30(予定)

◆会場:道新ホール(札幌市)

詳細については当協会ホームページをご参照ください。

http://www.zenrosaikyokai.or.jp/

新たに「つながり暮らし研究会」を設置しました

当協会では、「無縁社会で支え合う ~コミュニティマネジメントとシェアリングエコノミー」をテーマに、新たに、法政大学現代福祉学部教授 保井 美樹 氏を主査として「つながり暮らし研究会」を設置しました。第1回の研究会(2018年1月30日(火)開催)では、保井主査の「『つながり暮らし』が支える地域経営の展望」の発表をもとに活発に議論いただきました。

なお、研究会の概要は当協会ホームページをご参照ください。また、2019年夏頃には、その成果書籍を発刊する 予定です。

労働者共済運動研究会を開催しました

当協会では、労働者の福祉・共済に関する調査研究・意見交換を目的に2月26日(月)に以下の内容で研究会を開催しました。

■ 活動報告:「支え合い・助け合い運動基盤研究会」

報告 者:連合総合組織局総合局長 山根木晴久氏

■ 講演①:「保険・共済を取り巻く状況と今後の相互扶助制度のあり方について」

講演者:早稲田大学商学学術院教授 江澤雅彦氏 ■ 講演②:「新たなリスクとしての介護離職について」

講演者:連合総合政策局長 平川則男氏

第162回理事会開催報告

第162回理事会を開催し、全ての議案が承認されました。

■ 開催日:2018年2月20日(火)

■ 開催場所:当協会会議室

■ 議 題:

【協議事項】

第1号議案 上半期業務報告および中間決算報告承認に関する件

第2号議案 2018年度事業計画(素案)に関する件

【報告事項】

第3号議案 常勤理事の業務報告

第4号議案 その他

全労済協会からのお知らせ・・



●当協会への電話でのお問い合わせについて

お問い合わせの内容別に担当部署への直通電話番号を設定しましたのでご利用ください。

お問い合わせの内容	直通電話番号	担当部署
◇シンポジウム・講演会、大学寄附講座、退職準備教育研修会について◇テキスト「実りあるセカンドライフをめざして」、研究報告誌について◇研究会等の調査研究活動について	TEL 03-5333-5127	調査研究部
◇法人火災共済保険 ◇法人自動車共済保険 ◇自治体提携慶弔共済保険	TEL 03-5333-5128	共済保険部
◇その他	TEL 03-5333-5126(代表)	経営管理部

【営業時間: 十・日、祝日を除く月~金曜日 9:00~17:15】

●当面のスケジュール

		
日時	内 容	備考
4月12日(木)	2017年度第2回運営委員会	
5月15日(火)	第163回理事会	
5月26日(土)	ほっかいどう講演会	会場:道新ホール(札幌市)
5月31日(木)	第56回評議員会	

コラム 暮らしの中の社会保険・労働保険(54)「個別労働紛争による離職と雇用保険の基本手当」

個別労働紛争により退職した場合、雇用保険の基本手当をいつ受給できるか、今回はこれを考えます。

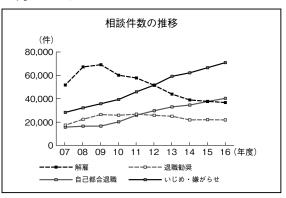
Q1.雇用情勢が大きく改善されている一方、個別労働関係紛争は減っていないようですね。

A1. 一般職業紹介状況(厚労省)によれば、2017 年12月の有効求人倍率は1.59倍、新規求人倍 率は2.42倍、正社員有効求人倍率は1.07倍と 改善が進んでいます。労働力調査(総務省)で も2017年平均完全失業率は2.8%(前年比0.3 ポイント低下)、就業者数と雇用者数は60ヶ 月連続の増加です。

一方、個別労働関係紛争解決促進法にもとづき行われている厚労省の「個別労働紛争解決制度の施行状況」によれば、労基署等に設置の総合労働相談コーナー(全国380カ所)で受付けた2016年度の相談113万件の内、賃金不払い等の「労基法等の違反の疑い」207,825件、「民事上の個別労働紛争相談」(個々の労働者と事業主間の労働紛争)は255,460件(複数の相談もあり延べ310,520件、内訳は以下)でした。

主な個別労働紛争内容	2016年度件数	割合(%)
いじめ・嫌がらせ	70,917	22.8
自己都合退職	40,364	13.0
解雇	36,760	11.8
労働条件の引下げ	27,723	8.9
退職勧奨	21,901	7.1

この10年間の「同施行状況」を見ると、民事上の個別労働紛争相談は、リーマン・ショック直後の2009年度から景気回復が進んだと言われる2016年度まで、毎年25万件前後で高止まりしています。雇用情勢の改善と比較して、場りしています。雇用情勢の改善と比較して、働く現場の労働の質は必ずしも改善されているとは言えません。相談内容の内訳は、「解雇」が1位から3位に低下し、パワハラ等の「いじめ・嫌がらせ」が1位、無理やり自己都合退職つがらせ」が1位、無理やり自己都合退職ではさせられた、あるいは逆に退職させてもらえない等の「自己都合退職」が2位に上昇。人手不足を反映するとともに、「いじめ・嫌がらせ」による自己都合退職への誘導や、解雇による一部の雇用関係助成金不支給を回避しようとする傾向も伺えます。



(出所)厚労省「個別労働紛争解決制度の施行状況」

Q2.個別労働関係紛争と雇用保険の基本手当の支給 には、どんな関係がありますか。

A2. 基本手当は被保険者期間が12ヶ月以上(特定受給資格者または特定理由離職者(注)は6ヶ月以上)等の一定の要件を満たす一般被保険者が失業し求職の申し込みをした時、7日間の待機の後、支給されます。

基本手当の所定給付日数は、年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職理由などによって、90日~360日の間で決定されます。この時、離職理由が正当な理由のない自己都合等であれば、さらに3ヶ月の給付制限(不支給)が行われ、所定給付日数も短くなります。そのため、事業主が作成する離職証明書に離職理由がどのように記載されているかが重要になります。

(注)特定受給資格者とは、倒産や解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く)等により離職した者ですが、賃金減額、長時間残業、長期間更新した有期労働契約の雇止め、ハラスメント、退職勧奨、等の理由も含まれます。また、特定理由離職者とは特定受給資格者以外の更新有の有期労働契約の雇止め、正当な理由のある自己都合退職です。

Q3. 例えば退職勧奨ではどんな注意が必要ですか。

A3. 先ほど見たように退職勧奨の相談は毎年2万数千件あります。雇用保険業務取扱要領では、特定受給資格者となる退職勧奨とは、企業整備における人員整理等に伴う退職勧奨や人員整理を目的とした希望退職募集への応募等と定められています。しかし、本人の能力不足や職務不適合を理由に退職勧奨を受けて離職した場合もこれに該当します。

東京商工リサーチの調査では、2017年の希望・早期退職者募集の実施を公表した主な上場企業は25社、総募集人数は3,087人で、2009年の191社、22,950人に比べ大きく減少しています。現在の退職勧奨を巡る紛争の舞台は中小零細企業に、その内容は能力不足や人材の使い捨てに移ってきていることが伺えます。

転勤命令を拒否すれば懲戒解雇と言われて仕方なく退職した一般被保険者が、自己都合退職とされたが退職勧奨による離職だとして不服を訴え、労働保険審査会に再審査請求した結果、請求棄却となった裁決例があります。退職勧奨や就業環境を害された結果なのか自己都合退職なのか、判然としないケースはしばしば発生します。従って、退職勧奨をはじめ労働条件や就業環境の悪化によりやむを得ず退職する場合は、退職届の記述内容や離職票の離職理由欄の記入内容に注意するとともに、勧奨の事実やハラスメントの記録等を残しておくことが重要です。

(特定社会保険労務士 CFP®認定者 西岡秀昌)

自治体提携慶弔共済保険 よくあるお問い合わせ Q&A 2017年度版②

【本人死亡保険金】

■ 保険金請求に関する該当年齢について

契約始期日(契約更新日)現在の満年齢となります。 ※ 保険期間は1年間です。

例)契約更新日:2017年4月1日の団体の場合

- ① 契約更新日以前から会員である1952(昭和27)年6月10日生まれの会員が2017年12月25日に病気で亡くなられた場合は、2017年4月1日現在の満年齢の64歳として保障。
 - → 疾病死亡契約額のお支払い。
- ② 契約更新日以前から会員である1952(昭和27)年3月10日生まれの会員が2017年12月25日に病気で亡くなられた場合は、2017年4月1日現在の満年齢の65歳として保障。
 - → 疾病死亡契約額の1/2のお支払い。
- ③ 契約更新日以前から会員である1952(昭和27)年6月10日生まれの会員が脳梗塞を原因とする重度障害に認定され、症状固定日が2017年3月31日と診断書に記載されていた場合は、2016年4月1日現在の満年齢の63歳として保障。
 - → 疾病による重度障害契約額をお支払い。
- ④ 契約更新後の2017年7月1日に会員となった1952(昭和27)年6月10日生まれの会員が、2017年12月25日に病気で亡くなられた場合は、2017年7月1日現在の満年齢の65歳として保障。
 - → 疾病死亡契約額の1/2のお支払い。

なお、不慮の事故・交通事故による死亡および重度障害の場合は、年齢に関係なく契約額のお支払いとなります。

■ 複数名の保険金受取人がいる場合の提出書類について

会員死亡日現在、配偶者とは死別または離別しており、子供が3人生存している場合は、3人とも同順位の受取人となりますので、代表者を1人選んでいただきその方からのご請求をお願いします。他の受取人は代表者に委任状を提出していただきます(保険金10万円以下の場合は省略可能)。

また、受取人特定のための「改製原戸籍」等が事情により取得困難な場合は、取得できない理由を明らかにお伝えいただき、 万が一謄本で確認できる受取人以外に受取人が現れた場合は責任を持って対処する旨を記載した「念書」をご提出いただい ております。

【住宅災害保険金】

■ 支払額の決定について

- ① 建物の価格の計算:延べ坪数×1 mあたりの価格(木造60万円、鉄筋70万円)
- ② 損害額の割合:損害額が建物の価格に対し何割の損害であるか計算します。
- ③ 損害割合、災害理由(火災等か自然災害か)に応じて、支払割合が決まっています。

■ 提出書類等について

- ① 住宅災害等保険金請求書(帳票番号CF01)・・・・余户に建坪(居住部分)を明記願います。
- ② 罹災証明
- ③ 修理見積書、領収書など損害額が確認できるもののコピー
- ④ 損害部分の写真
- ⑤ その他(新聞記事など)

■ 対象となるもの、ならない主なもの

- ① 会員本人の居住している建物が対象です。本人名義の物件であっても罹災当時居住していなければ対象となりません。 単身赴任など二重生活(二箇所に住所がある)場合は、主に生活の場としているいずれかを一つの物件が対象です。
- ② 家屋に接着(付属)しているベランダ、テラス、給湯器、室外機などは対象です。
- ③ 集合住宅の場合、会員の居住部分(部屋)のみが対象です。
- ④ 居住地敷地内の別棟、離れや蔵、倉庫、独立した物置、カーポートなどは対象となりません。
- ⑤ 老朽化による漏水(雨漏り)や水道管の破裂などは対象となりません。

Monthly Note (全労済協会だより) vol.134 2018年3月

新:全労済協会

一般財団法人 全国勤労者福祉•共済振興協会

発行人:神津 里季生 編集責任者:柳下伸

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-11-17 ラウンドクロス新宿5階 TEL 03-5333-5126 (代表) FAX 03-5351-0421

http://www.zenrosaikyokai.or.jp/

シンポジウム・研究会等 TEL 03-5333-5127 (調査研究部) 各種 共済保険 TEL 03-5333-5128 (共済保険部)

(営業時間 土・日、祝日を除く月~金曜日 9:00~17:15)